

役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人東かがわ市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の定款第 28 条第 3 項の規程に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第 22 条に定める役員をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とし、週 3 日以上センターの業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センター役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

- 2 役員には役員賞与及び退職手当は支給しない。

(費用の種類及び金額)

第4条 役員が職務のため出張したときは、費用弁償としてセンター旅費規程に基づき旅費を支給する。

- 2 その他、役員が職務の遂行に当たって負担した費用については前もって支払うものとする。

(支払方法)

第5条 前条の費用は、役員が前条の会議等に出席する都度、現金により支給する。

(公表)

第6条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の議決を経て行う。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人法の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。